

保 安 規 程 変 更 届 出 書

原 発 本 第 54 号

2023年 7月 7日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池辺 和弘
社長執行役員

次のとおり保安規程を変更しましたので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2023年7月1日

以 上

変更内容

当社組織改正（原子力総括部門の廃止及び原子燃料部門の原子力発電本部内への統合）及び記載の適正化に伴い、関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表のとおり変更する。

以上

保安規程 [電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]
新旧比較表

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

(1/8)

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p>〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <p style="text-align: center;">2020年11月11日</p> <p>九州電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p>〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月 1日</p> <p>九州電力株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none">・組織改正に伴う変更・記載の適正化 (附則適用による附則の削除)

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

(2/8)

変更前	変更後	変更理由																																						
<p>第6章 発電用電気工作物の保安の改善等</p> <table> <tr><td>第22条 保安に必要な文書とその位置付け</td><td>7</td></tr> <tr><td>第23条 保安の計画及び実施</td><td>7</td></tr> <tr><td>第24条 保安の評価</td><td>7</td></tr> <tr><td>第25条 保安の改善</td><td>7</td></tr> <tr><td>第26条 外部調達の管理</td><td>7</td></tr> </table> <p>第7章 記録</p> <table> <tr><td>第27条 記録の管理</td><td>8</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>附 則</td><td>9</td></tr> </table> <table> <tr><td>別表第1 保安に関する組織及び業務分掌</td><td>10</td></tr> <tr><td>別表第2 巡視項目</td><td>12</td></tr> <tr><td>別表第3 社内規定等一覧</td><td>13</td></tr> </table>	第22条 保安に必要な文書とその位置付け	7	第23条 保安の計画及び実施	7	第24条 保安の評価	7	第25条 保安の改善	7	第26条 外部調達の管理	7	第27条 記録の管理	8	附 則	9	別表第1 保安に関する組織及び業務分掌	10	別表第2 巡視項目	12	別表第3 社内規定等一覧	13	<p>第6章 発電用電気工作物の保安の改善等</p> <table> <tr><td>第22条 保安に必要な文書とその位置付け</td><td>7</td></tr> <tr><td>第23条 保安の計画及び実施</td><td>7</td></tr> <tr><td>第24条 保安の評価</td><td>7</td></tr> <tr><td>第25条 保安の改善</td><td>7</td></tr> <tr><td>第26条 外部調達の管理</td><td>7</td></tr> </table> <p>第7章 記録</p> <table> <tr><td>第27条 記録の管理</td><td>8</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>別表第1 保安に関する組織及び業務分掌</td><td>9</td></tr> <tr><td>別表第2 巡視項目</td><td>11</td></tr> <tr><td>別表第3 社内規定等一覧</td><td>12</td></tr> </table>	第22条 保安に必要な文書とその位置付け	7	第23条 保安の計画及び実施	7	第24条 保安の評価	7	第25条 保安の改善	7	第26条 外部調達の管理	7	第27条 記録の管理	8	別表第1 保安に関する組織及び業務分掌	9	別表第2 巡視項目	11	別表第3 社内規定等一覧	12	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (附則適用による附則の削除)
第22条 保安に必要な文書とその位置付け	7																																							
第23条 保安の計画及び実施	7																																							
第24条 保安の評価	7																																							
第25条 保安の改善	7																																							
第26条 外部調達の管理	7																																							
第27条 記録の管理	8																																							
附 則	9																																							
別表第1 保安に関する組織及び業務分掌	10																																							
別表第2 巡視項目	12																																							
別表第3 社内規定等一覧	13																																							
第22条 保安に必要な文書とその位置付け	7																																							
第23条 保安の計画及び実施	7																																							
第24条 保安の評価	7																																							
第25条 保安の改善	7																																							
第26条 外部調達の管理	7																																							
第27条 記録の管理	8																																							
別表第1 保安に関する組織及び業務分掌	9																																							
別表第2 巡視項目	11																																							
別表第3 社内規定等一覧	12																																							

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

(3/8)

変更前	変更後	変更理由
<p>(基本的職務)</p> <p>第6条 電気工作物の工事、維持及び運用を行う者は、それぞれの職務に応じて、保安に関する基本的責任を有するとともに、関係法令等を遵守し、電気工作物の保安確保に努める。</p> <p>2 社長は、コンプライアンスに関する方針を定め、推進体制を整備、維持することに努め、関係法令等の遵守状況について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>また、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を一体的に確保するために、原子力発電本部長、原子力土木建築部長及び原子力監査室長に保安管理の統括を指示し、必要に応じて指導する。</p> <p>3 原子力総括部長、原子力土木建築部長及び原子力監査室長は、前項の方針に基づき、コンプライアンス推進の活動計画を策定し、その実施状況を評価のうえ、内部監査結果等を踏まえ、関係法令等の遵守について、必要に応じて改善措置を講じる。</p> <p>また、原子力発電本部長、原子力土木建築部長及び原子力監査室長は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する業務を統括する。</p> <p>なお、統括とは、下位職位に対し方針・目標を明示し、保安確保の実態に基づく、総合的・重点的な指示を中心とした支援を行い、必要に応じて報告を求め、調整・指導することをいう。</p> <p>4 原子力監査室長は、関係法令等の遵守状況及び第24条に定める発電用の電気工作物の保安の実施状況について、確認、評価を行い、その評価結果を社長及び関係部門の長に報告する。</p> <p>5 電気工作物の工事、維持及び運用に係る事業場の管理職位にある者（以下「管理職」という。）は、保安に関する基本的責任を果たすため、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら次の各号の職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務遂行に関して、適切な指示、管理を行いう。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保する。</p> <p>(2) 設備事故の未然防止を図る。</p> <p>(3) 主任技術者が行う、保安上必要な指示に従う。</p> <p>(4) 関係法令等の遵守状況を確認、評価し、必要に応じて改善を行う。</p> <p>また、管理職は、電気工作物の保安の確保状況について、適宜主任技術者に報告するとともに、職務の遂行に際して、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求めることとし、受けた指示、指導・助言に対しては、それぞれの職能に応じて、具体的な措置等の実施に努める。</p> <p>6 電気工作物の工事、維持及び運用に係る事業場の一般社員は、職務の遂行に際して、関係法令等の適用に関する疑義が生じた場合は、管理職に指導・助言を求める。</p> <p>(主任技術者の選任)</p> <p>第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 第1項の主任技術者の職位は、その独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、</p>	<p>(基本的職務)</p> <p>第6条 電気工作物の工事、維持及び運用を行う者は、それぞれの職務に応じて、保安に関する基本的責任を有するとともに、関係法令等を遵守し、電気工作物の保安確保に努める。</p> <p>2 社長は、コンプライアンスに関する方針を定め、推進体制を整備、維持することに努め、関係法令等の遵守状況について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>また、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を一体的に確保するために、原子力発電本部長、原子力土木建築部長及び原子力監査室長に保安管理の統括を指示し、必要に応じて指導する。</p> <p>3 原子力管理部長、原子力土木建築部長及び原子力監査室長は、前項の方針に基づき、コンプライアンス推進の活動計画を策定し、その実施状況を評価のうえ、内部監査結果等を踏まえ、関係法令等の遵守について、必要に応じて改善措置を講じる。</p> <p>また、原子力発電本部長、原子力土木建築部長及び原子力監査室長は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する業務を統括する。</p> <p>なお、統括とは、下位職位に対し方針・目標を明示し、保安確保の実態に基づく、総合的・重点的な指示を中心とした支援を行い、必要に応じて報告を求め、調整・指導することをいう。</p> <p>4 原子力監査室長は、関係法令等の遵守状況及び第24条に定める発電用の電気工作物の保安の実施状況について、確認、評価を行い、その評価結果を社長及び関係部門の長に報告する。</p> <p>5 電気工作物の工事、維持及び運用に係る事業場の管理職位にある者（以下「管理職」という。）は、保安に関する基本的責任を果たすため、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら次の各号の職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務遂行に関して、適切な指示、管理を行いう。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保する。</p> <p>(2) 設備事故の未然防止を図る。</p> <p>(3) 主任技術者が行う、保安上必要な指示に従う。</p> <p>(4) 関係法令等の遵守状況を確認、評価し、必要に応じて改善を行う。</p> <p>また、管理職は、電気工作物の保安の確保状況について、適宜主任技術者に報告するとともに、職務の遂行に際して、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求めることがとし、受けた指示、指導・助言に対しては、それぞれの職能に応じて、具体的な措置等の実施に努める。</p> <p>6 電気工作物の工事、維持及び運用に係る事業場の一般社員は、職務の遂行に際して、関係法令等の適用に関する疑義が生じた場合は、管理職に指導・助言を求める。</p> <p>(主任技術者の選任)</p> <p>第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 第1項の主任技術者の職位は、その独立性を確保し、十分な責任と権限を持たせるとともに、</p>	・組織改正に伴う変更

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

(4 / 8)

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本規程のうち、玄海原子力発電所の有毒ガス発生時の対応に関する規定については、令和2年5月1日以後最初の玄海原子力発電所における定期事業者検査を終了した日から適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	—	・記載の適正化 (附則適用による附則の削除)

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

(5/8)

変更前	変更後	変更理由
<p>別表第1（第4条）保安に関する組織及び業務分掌</p> <p>その1</p> <pre> graph TD A[社長] --- B[原子力発電本部 原子力発電分野全般及び関連 技術に関する事項] A --- C[原子力総括部門 原子力総括部長及びその所掌する組織] A --- D[安全・品質保証部門 安全・品質保証部長及びその所掌する組織] A --- E[原子力管理部門 原子力管理部長及びその所掌する組織] A --- F[原子力建設部門 原子力建設部長及びその所掌する組織] A --- G[原子力技術部門 原子力技術部長及びその所掌する組織] A --- H[廃止措置統括部門 廃止措置統括室長及びその所掌する組織] A --- I[原子力発電所 (その2に示す)] A --- J[原子力監査室 原子力内部監査に関する事項 原子力監査室長及びその所掌する組織] A --- K[原子力土木建築部門 土木・建築分野全般及び関連技術 に関する事項 原子力土木建築部長及びその所掌する組織] </pre> <p>(注1) 当社の電気工作物を設置する事業所(原子力発電所)に、当社以外の者が別途当社と保安協定を締結して電気工作物等を設置した場合、その箇所を除く。</p> <p style="text-align: center;">-10-</p>	<p>別表第1（第4条）保安に関する組織及び業務分掌</p> <p>その1</p> <pre> graph TD A[社長] --- B[原子力発電本部 原子力発電分野全般及び関連 技術に関する事項] A --- C[原子力管理部門 原子力管理部長及びその所掌する組織] A --- D[安全・品質保証部門 安全・品質保証部長及びその所掌する組織] A --- E[原子力建設部門 原子力建設部長及びその所掌する組織] A --- F[原子力技術部門 原子力技術部長及びその所掌する組織] A --- G[原子燃料部門 原子燃料部長及びその所掌する組織] A --- H[廃止措置統括部門 廃止措置統括室長及びその所掌する組織] A --- I[原子力発電所 (その2に示す)] A --- J[原子力監査室 原子力内部監査に関する事項 原子力監査室長及びその所掌する組織] A --- K[原子力土木建築部門 土木・建築分野全般及び関連技術 に関する事項 原子力土木建築部長及びその所掌する組織] </pre> <p>(注1) 当社の電気工作物を設置する事業所(原子力発電所)に、当社以外の者が別途当社と保安協定を締結して電気工作物等を設置した場合、その箇所を除く。</p> <p style="text-align: center;">-9-</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p> <p>・記載の適正化 (附則適用による附則の削除[ページ番号のずれ])</p>

保安規程〔電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)〕新旧比較表

(6/8)

変更前	変更後	変更理由
<p>その2 原子力発電所</p> <p>その2 原子力発電所</p>	<p>その2 原子力発電所</p>	<p>・記載の適正化 (附則適用による附則の削除[ページ番号の流れ])</p>
<p>変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織構造の変更 主な事項の整理・統括 	<p>変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織構造の変更 主な事項の整理・統括 	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織構造の変更 主な事項の整理・統括

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

(7/8)

変更前	変更後	変更理由																								
<p>引表第2 巡視項目（第16条第1項(1)）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備別</th> <th>巡視</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>機器設備</th> <th>機器設備</th> <th>頻度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電設備</td> <td>原子力発電設備全般</td> <td>(※1) 1回/日</td> <td>(※1) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔説明〕 1. 本文第16条第1項(2)、第19条及び第20条に基いて、上記の巡視の他に、必要な都度巡視、点検及び検査を行う。 2. 本表に記載する巡視の頻度は、周期の目安とする。ただし、省令等に基づき実施するものは除く。</p> <p style="text-align: center;">-12-</p>	設備別	巡視	頻度	備考	機器設備	機器設備	頻度		原子力発電設備	原子力発電設備全般	(※1) 1回/日	(※1) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。	<p>引表第2 巡視項目（第16条第1項(1)）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備別</th> <th>巡視</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>機器設備</th> <th>機器設備</th> <th>頻度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電設備</td> <td>原子力発電設備全般</td> <td>(※1) 1回/日</td> <td>(※1) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔説明〕 1. 本文第16条第1項(2)、第19条及び第20条に基いて、上記の巡視の他に、必要な都度巡視、点検及び検査を行う。 2. 本表に記載する巡視の頻度は、周期の目安とする。ただし、省令等に基づき実施するものは除く。</p> <p style="text-align: center;">-11-</p>	設備別	巡視	頻度	備考	機器設備	機器設備	頻度		原子力発電設備	原子力発電設備全般	(※1) 1回/日	(※1) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (附則適用による附則の削除〔ページ番号のずれ〕)
設備別	巡視	頻度	備考																							
機器設備	機器設備	頻度																								
原子力発電設備	原子力発電設備全般	(※1) 1回/日	(※1) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。																							
設備別	巡視	頻度	備考																							
機器設備	機器設備	頻度																								
原子力発電設備	原子力発電設備全般	(※1) 1回/日	(※1) 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。																							

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

(8/8)

変更前	変更後	変更理由																
<p>別表第3(第13条、14条、15条、16条、17条、18条、19条、20条、22条、23条、24条、25条、26条、27条)</p> <p>社内規定等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 運転、操作、保守に関するもの</td><td>原子力発電所保守要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※</td></tr> <tr> <td>2 工事に関するもの</td><td>原子力発電所保守要則※ 原子力発電所建設工事要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※</td></tr> <tr> <td>3 非常対策に関するもの</td><td>防災業務計画（規程） 国民の保護に関する業務計画（規程） 玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程） 川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）</td></tr> </tbody> </table>	項目	規定	1 運転、操作、保守に関するもの	原子力発電所保守要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※	2 工事に関するもの	原子力発電所保守要則※ 原子力発電所建設工事要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※	3 非常対策に関するもの	防災業務計画（規程） 国民の保護に関する業務計画（規程） 玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程） 川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）	<p>別表第3(第13条、14条、15条、16条、17条、18条、19条、20条、22条、23条、24条、25条、26条、27条)</p> <p>社内規定等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 運転、操作、保守に関するもの</td><td>原子力発電所保守要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※</td></tr> <tr> <td>2 工事に関するもの</td><td>原子力発電所保守要則※ 原子力発電所建設工事要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※</td></tr> <tr> <td>3 非常対策に関するもの</td><td>防災業務計画（規程） 国民の保護に関する業務計画（規程） 玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程） 川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）</td></tr> </tbody> </table>	項目	規定	1 運転、操作、保守に関するもの	原子力発電所保守要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※	2 工事に関するもの	原子力発電所保守要則※ 原子力発電所建設工事要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※	3 非常対策に関するもの	防災業務計画（規程） 国民の保護に関する業務計画（規程） 玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程） 川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）	<p>(注) ※ 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な文書を示す。</p> <p>(注) ※ 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な文書を示す。</p> <p>・記載の適正化 (附則適用による附則の削除[ページ番号のずれ])</p>
項目	規定																	
1 運転、操作、保守に関するもの	原子力発電所保守要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※																	
2 工事に関するもの	原子力発電所保守要則※ 原子力発電所建設工事要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※																	
3 非常対策に関するもの	防災業務計画（規程） 国民の保護に関する業務計画（規程） 玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程） 川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）																	
項目	規定																	
1 運転、操作、保守に関するもの	原子力発電所保守要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※																	
2 工事に関するもの	原子力発電所保守要則※ 原子力発電所建設工事要則※ 原子力発電所品質マニュアル（要則）※ 原子力教育訓練要則※																	
3 非常対策に関するもの	防災業務計画（規程） 国民の保護に関する業務計画（規程） 玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程） 川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）																	

添付書類

添付書類1：変更理由

変更理由

当社組織改正（原子力総括部門の廃止及び原子燃料部門の原子力発電本部内への統合）及び記載の適正化に伴い、関連する記載の変更を行ったため、保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更した。

以上